

議員提出議案第 3 号

西条市長 高橋敏明君に対する不信任決議について

西条市長 高橋敏明君に対する不信任決議を次のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 1 8 日提出

提出者	西条市議会議員	行 元	博
〃	〃	藤 井 武	彦
賛成者	〃	柳 原 政	彦
〃	〃	伊 藤 良	二
〃	〃	高 橋 淑	子
〃	〃	森 川 亜	紀
〃	〃	佐々木	充
〃	〃	三 好 和	彦
〃	〃	高 橋	保
〃	〃	川 又 由美	恵
〃	〃	井 上 浩	二
〃	〃	高 橋 章	哲
〃	〃	城 戸	力
〃	〃	佐 伯 利	彦
〃	〃	西 坂	壽
〃	〃	越 智 俊	幸
〃	〃	武 田	功
〃	〃	伊 藤 孝	司

西条市長 高橋敏明君に対する不信任決議

地方自治制度において、市長と議会は、ともに市民から直接選挙によって選ばれた代表であり、市政を担う車の両輪である。両者は市民福祉の向上のため、互いに尊重し、緊張関係を保ちながら議論を尽くす責務を負っているが、西条市長 高橋敏明君によるこれまでの市政運営において、その根幹たる信頼関係は、もはや回復不可能なまでに損なわれている。

その主な理由として、第一に、市長の職員に対するパワーハラスメント問題への対応である。本件は市政の信頼を著しく失墜させたにもかかわらず、市長は令和8年3月定例会第2日目の本会議において騒動を起こしたことへの反省を述べたのみで、直接の被害者である職員に対する真摯な謝罪の言葉はなかった。組織の長として、また、市政の最高責任者として、職員と市民の心情を余りにも軽んじるその姿勢は、リーダーとしての資質に根本的な疑問を抱かせるものである。

第二に、議会と市民を欺く二元的な言動である。市長は、本会議では反省の態度を示しながら、自身の後援会ニュースにおいては、約26億円規模の内閣府の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）事業が頓挫したことに関し、あたかも議会が市長からの説明を妨げたかのような、事実と反する内容を掲載した。更に高橋敏明後援会主催の市民健康フォーラムでは、パワーハラスメントは議会と職員にはめられたという後援会長の根拠のない虚偽発言を制止することもなかった。議会という公の場と、自身の支持者向けの場での発言を使い分けるその態度は、議会を軽視し、市民に混乱と不信を招くものであり、健全な二元代表制を根底から覆す行為である。

第三に、本議案は政策の不一致を問うものではなく、市長個人の資質を問うものである。選挙で信託を得たとはいえ、それは市政運営における白紙委任を意味するものではない。市民への説明責任を果たさず、議会との信頼関係をみずから崩壊させる行為は、その信託に応えているとは到底言えない。

市長のこれまでの姿勢や言動を確認する限り、公正で信頼ある市政運営の回復は不可能と判断し、市民の負託に応え、西条市の未来に対する責任を果たすため、ここに議決をもって、市長の不信任を表明するものである。

令和8年3月18日

愛媛県西条市議会

提案理由
口頭說明